

國家の部分的承継
と
子
債權の問題

7
22

條約局長

参事官

第三課長

アジア局長

次長

第一課長

極秘

<p>國家の部分的承繼における債務の問題</p> <p>日韓問題について 三二七二五 三条三 平泉</p>	<p>日韓請求権問題においそ 債務承繼の問題がある。</p> <p>高天日本帝口</p>	<p>領域の一部分離されそこに新獨立口が誕生したのであるから、口際法上(口)口</p> <p>家の部分的承繼がそこにかかる</p>	<p>新獨立口は一定の領域、住民を當然に取得するのであるから、それに伴ひ</p>	<p>優先承繼を主張し得るべきである。</p>
---	--	---	--	-------------------------

22731
局長附

603
条三

外務省

秘密指定解除

公文書監理室

手まじりとして問題とされているのは、公債務についてである。私人間の債権・債

務については、既得権の尊重という角度からその存続が一般にひろく認められる

口家の承継に関する口家法の原則のなかでは、ききも確立している事である。

（別）

公債務の承継については、學説も別れ、口家間の実行もまろくである。（別）

満田周氏著書引用文参照）大別して次の三に分けることができる。

（新富兩口によそ）

一、公債務は、承継に分担されなければならない。債務の性質が特に新

獨立口の領域となった地域と関係があるかないかを問はず。

2. 一般的な公債務は、領土がたとへば減少しても、その舊口家によって全面的に負擔されなければならず、但し、新獨立口の領域とされた地盤のみに関する公債務は、新獨立口によつて承継される。

3. 公債務はすべて舊口によつて負擔され、承継は起らない。

このうち (1) はヴェルサイユ條約がとつた方法であり、(2) は多少の変更はあるが、イタ

リア平和條約の採用した原則であるといふことができる。

近時の學説は概して (2) の原則を國際法上の原則として採り、とるべきが 統一

地方的でない
一般的な口の債権の承継については

大いなる入り。 (1) は最も 衡平 なものであるが、法的 債権 債務関係自

体の兩當事者が存続している以上、新橋立口に債務を承継せしめる方法を根拠がな

いとされる。(2) が法律即ちおとめられる理由は、主として 物的擔保理論の適用に基

づく。いはゆる地方的債務は、その地域にある財産(創はその地域にある公共事業)

イタヤ平和條約第十附屬書の五) によつて擔保されるものであるとし、この場合債権者は

一種の物權をもつものとして、當該物權が存在する地域の政府にその保護を求めること

がでせるとするものである。(別添フイツモリス附屬引用文参照)



本件は、~~本件~~ 個々のケースによつていろいろしく事情が異なる、且つ政治的

決定の要素が極めて大きい問題である。 前述の「地方的な債務」の範囲

に於ても、一定の確立した原則というものはない。 イタリア平和條約は、一九四〇年六月

十日以前発行の割譲地域に利益である公共事業及び民政業務のための公債

割譲地域ト引を繰る居住する公債所持人（自然人、法人）に於いて、割譲地域が支拂を行

ことを規定している。 學説では、割譲地域にある口有財産が抵當となつてゐるよ

擔保付債務に於ては、明らかだに承継があり、又割譲地域が財政上獨立に負担

した債務についても承継があるとする。

Law of State Succession - O'Connell

B.Y. 1951. P. 204~219

と朝鮮は舊大日本帝国の財政法上獨立した地域であつたから、朝鮮親督

府限りの債務といふものが存在したといふことは毫毫主張できるとおもわれる。

また現に朝鮮地域にある固有、公有財産を擔保とする債務についても韓

朝鮮親督府に承継するものがあるとする。

口による承継を主張できるものがあるとおもわれる。

この種の債務に入らないものでも、

その明白に朝鮮地域と關係を有し、同地域の利益となる事業その他の

たのになされた債務についても、その承継を提議する余地はあり得るとおもわれる。

る立場をとることも考えられる
このような場合に、負担率は一般的には各領域

ハキム

の平均租税負担率によることとなる。

(四) 住民の既得権 (droit acquis)。讓渡国の国内法に基
いて取得せられた私法上の権利は領土移轉によつて影響
をうけなすという原則は、学説の一樣に認めるところであり、ま
た十九世紀前半のヨーロッパの諸国の実行も概ねこの原則
に符合した。しかし国際社会に経済上の自由主義を導
奉する国と、財産の分配とその利用および収益に国家的関
与を実行する国家との併立する場合には、この原則を完
全に貫くことは困難である。例之ば大地主制を認める国の
領域が農地改革を断行した国に割讓せられた場合には
割讓条約の中に反対の規定がない限り、讓渡国が新附
領土住民の権利を自国の他の地方の住民のそれと同様に制
限することは許されねばならぬ。

(ハ) 讓渡國の財産および債務、割讓地域内に存在する讓渡國々有の不動産は讓受國に移轉するの原則である。もし割讓条約の中に固有不動産に関して何等の規定もないときには、この原則に従うものと見なしてよいであろう。これに反し不動産について諸条約の規定は区々であつて、右のような原則が存在することは證明されない。領土を外國に讓渡した國はそのために資源と担税人口の減少を來すのであるから、讓受國が讓渡國の國債と割讓地面積の全版圖に対する比率、およびこの地方の經濟的価値を考慮して、一定の割合で負担するのが公平であると考へられる。従つて國際法學者の中にも、讓受國が國債の部分的引受をなすことは義務的であると唱へるものがある。しかし既往の諸國の實行の中からこのような慣習法規を立證

することは困難である。領土割譲に際して全く国債引受
のなされなかつた例も少なくない。理想論は別として、実定法
の議論としては、条約の中に国債引受に関する規定のな
いときは、讓受国はすべての義務から免れると解すべきで
あろう。ただ割譲地域の地方団体の債務で讓渡国が
その時まで保證していたものは、讓受国が代つて保證する
という原則が行われている。右に述べたところの例外をなす
のは、全部的併合の場合である。この場合には被併合国
によつて引受けられねばならぬ。もしこれがなされないとす
れば、他にこれを引受けものがない結果、第三国債権
者は全部的に損害を受けることになるからである。

(国際法講義上巻 田岡著 P.341 P.342)

Be that as it may, there is a somewhat different situation when one country simply cedes territory to another--or where the annexation, if there is one, relates only to part of the territory of a given country. In that case the identity of the debtor is not extinguished and there is no a priori reason why it should not continue to be responsible for the whole of its indebtedness internal or external despite the diminution in its assets. Debts are, in general, obligations in personam, and the persona of the debtor is not affected by a reduction in his income, or a loss of capital, nor is his obligation, though his capacity to pay may be.

It has been argued that as the receiving State benefits to the extent of the assets of the ceded or annexed territory, it ought, even though the personality of the other State remains intact, to take over a proportionate part of the general debt of that State. It would seem however that there cannot be any general rule of law to that effect, for the simple reason that the very fact that the exact proportion would have to be the subject of negotiation, or at any rate of determination means that the obligation to assume responsibility for that proportion must be the subject of a treaty provision.

It can therefore probably be said that, apart from the annexation of an entire State, there is no general rule of law requiring a receiving State to take over part of the general debt of the ceding State, and that, where such an obligation is intended, it must be created by treaty. The case is different with regard to debts and other obligations locally connected with or specially attaching to the ceded territory or to property or assets situated in it, and there is general agreement that, on the analogy of servitudes which--to use the English legal expression--"run with the land" and in application of the principle "res transit cum onere suo", such debts and obligations pass automatically to the receiving State. They are indeed a species of obligation in rem, incumbent on the owner of specific property not in his personal capacity but as owner. Whoever owns owes, and a transfer of the property carries a transfer of the obligation.

Source: Academie de droit international
RECUEIL DES COURS 1948 II
pp. 289-290

Sir Gerald Fitzmaurice: The Juridical Clauses of the Peace Treaty

極秘

國家の部分的承継における公債務の問題

一 日韓問題について 三ノノノノノ 三三

といふゆる日韓國家権問題において公債務承継の問題がある。日韓關係においては、固大日本帝國の領域の一部が分離され、そこで新設立國としての韓國が誕生したのであるから、國際法上において國家の部分的承継がそこに起ると考えられるが、ここで問題としているのは、そのうち公債務についてである。私人間の債権、債務については、既得権の專重という角度からその存続が一般にひろくみとめられ、國家の承継に関する國際法の原則のなかでは最も確立している。

しかるに公債務の承継については、學説も別れ、國家間の実行もまぢまぢである（別添岡田氏著書引用文参照）が大別して次の

三に分けることができる。

1、公債務は、新旧内閣によつて分担されるべきでない。債務の性質が特に新設立国の領域となつた地域と関係がある場合とを問わない。

2、一般的に公債務は、領土がたとえ減少しても、なお旧国家によつて全面的に負担されるべきでない。ただし、新設立国の領域となつた地域のみに関する公債務は、新設立国によつて承継される。

3、公債務は、すべて旧国によつて負担され、承継は起らない。このうち(1)はヴェルサイユ条約がとつた方法であり、(2)は多少の変更はあるが、イタリア平和条約の採用した原則であるといふことができる。

最近の半額は、國をとるものが多い。

國は最も重要なるものであるが、地方的でない一時的な國の債務の承擔については債權債務關係自体の明瞭義務が存続している以上、新獨立國に債務を承継せしむるを十分な根據事ないとされる。國がみとめられる理由は、主として物的担保の理會の適用に基づく。いわゆる地方債は、その擔保にある財産（例えばその地底にある公共事業イタリア平和條約第十付録の五）によつて担保されるものであるとし、この場合債權者は一種の請求をもつものとして、当該國が存在する地域の政府にその保証を求めることができるとするものである。（別添ファイブセルリス所引引用文参照）

しかしながら、本件は、個々のケースによつていちぢるしく事

情が異なり、かつ政治的決定の要素が極めて大きい問題である。
前述の「地方的な債務」の範圍についても、一定の確立した原則
というものはない。イタリヤ平和条約は、「一九四〇年六月十日
以前発行の、新債権に別定である公共事業及び民政業務のため
の公債」について、新債権に引き継ぎ付住する公債所持人（自然
人、法人）に付して、新債権が支払を行うことを規定している。
半額では、新債権に代る國有財産が返当となつてゐるような担
保付債務については、明らかに承諾があり、また、新債権が改
上確立に負擔した債務についても承諾があるとすゝる。

(Secured and Unsecured Debts in the Law of State Succession.)

O'Donnell B.Y. 1951. p. 264-219)

朝鮮は旧大日本帝國の財政上獨立した地域であつたから、朝鮮總督府限りの債務というものが存在したといふことはもとより必要であるともわれる。

また、現に朝鮮地域にある國有、公有財産を担保とする國の債務について、韓國によるその承擔を主張できるものがあるともわれる。これらの債務に入らないものでも、明白に朝鮮地域と關係を有し、該地域の利益となる事業等のためになされた債務について、その承擔を主張する余地はありうるとおもわれる。

以上を要約すれば、多岐義によればいわゆる地方的公債（これには、もちろん事實調査がまず必要であるが）が韓國側によつて承擔されることであるが、日本の特殊なケースについては、韓國が、我が國境の朝鮮地域における取得權を無視しているといふ事

其をも考慮に入れる必要がある。このよりの事蹟は、ヴェルサイ
エ条約にかいても、ドイツ人私有財産は清算されたがその残高は
直接所有者に支払われた。實際には清算も多くの場合完全にば
されなかつた。一また、イタリヤ平和条約でも一完全に保蔵され
ている一^{起つたものかどう?}従来の特権階級の態度では国家保証の場合、最も尊重され
ることの原則が破られてゐる。とすれば、公債について地方的性質
のもののみを承認すべしという原則に必ずしも拘る必要はをいで
あろう。すなわちわが方としては、一般はヴェルサイエ方式にな
らつて、あくまでも衡平を承認として地方的債権のみならずすべ
ての國の債権についてその債権の分額を定める立場をとること
も考えられる一このよりの場合には分担率は、一般的には各債権の
平均償還費率によるべきものとされる。(一)。

(4) 住民の獲得権 (droit de conquête) 隣接国の国内法に基づいて取得せられた私法上の権利は領土移転によつて影響をうけないという原則は、学説の一般に認めるところであり、また十九世紀前半のヨーロッパの諸國の履行も概ねこの原則に符合した。しかし國際社会に經濟上の自由主義を遵奉する國と、財産の分配、その利用および収益に國家的所手を行つる國家との併立する場合には、この原則を完全に見くことは困難である。例えば大地主制を認める國の領域が、土地改革を断行した國に隣接せられた場合には、國際条約の中に反對の決定がない限り、隣接國が併附領土住民の權利を自國の他の地方の住民のそれと同様に制限することは許されねばならぬ。

(5) 隣接國の財産および債務。前條地域内に存在する隣接國々有の

不動産は譲受国に移転するのが原則である。もし割譲条約の中隔不動産に關して何等の規定もないときには、この原則に従うものと見なしてよいであろう。これに反して動産について諸条約の規定は区々であつて、右のような原則が存在することは証明されない。領土を外國に譲渡した國は、そのために資源と租税人口の減少を來すのであるから、譲受國が譲渡國の國債を、割譲地面積の全版圖に對する比率、およびこの地方の経済的価値を考慮して、一定の割合で負担するのが公平であると考えられる。

従つて國際法學者の中にも、譲受國が國債の部分的引受をなすことは義務的であると明えるものがある。しかし既往の諸國の實行の中からこのような國債法規を立証することは困難である。領土割譲に際して全く引受のなされなかつた例も少

なくない。理想論は別として、実定法の議論としては、条約の中に国債引受に関する規定のないときは、譲受国はすべての義務から免れると解すべきであらう。ただ割譲地域の地方団体の債務で譲渡国がその時まで保証していたものは、譲受国が代つて保証するという原則が行われている。右に述べたところの例外をなすのは、全部的併合の場合である。この場合には被併合国によつて引受られねばならぬ。もしこれがなされないとすれば、他にこれを引受けるものがない結果、第三国債権者は全部的に損害を受けることとなるからである。

Be that as it may, there is a somewhat different situation when one country simply cedes territory to another -- or where the annexation, if there is one, relates only to part of the territory of a given country. In that case the identity of the debtor is not extinguished and there is no a priori reason why it should not continue to be responsible for the whole of its indebtedness internal or external despite the diminution in its assets. Debts are, in general, obligations in personam, and the personam of the debtor is not affected by a reduction in his income, or a loss of capital, nor is his obligation, though his capacity to pay may be.

It has been argued that as the receiving State benefits to the extent of the assets of the ceded or annexed territory, it ought, even though the personality of the other State remains intact, to take over a proportionate part of the general debt of that State. It would seem however that there cannot be any general rule of law to that effect, for the simple reason that the very fact that the exact proportion would have to be the subject of negotiation, or at any rate of determination means that the obligation to assume responsibility for that proportion must be the subject of a treaty provision.

It can therefore probably be said that, apart from the annexation of an entire State, there is no general rule of law requiring a receiving State to take over part of the general debt of the ceding State, and that, where such an obligation is intended, it must be created by treaty. The case is different with regard to debts and other obligations locally connected with or specially attaching to the ceded territory or to property or assets situated in it, and there is general agreement that, on the analogy of servitudes which -- to use the English legal expression -- "run with the land" and in application of the principle "res transit cum onere suo", such debts and obligations pass automatically to the receiving State. They are indeed a species of obligation in rem, incumbent on the owner of specific property not in his personal capacity but as owner. Whoever owns owes, and a transfer of the property carries a transfer of the obligation.

Source: *Manuel de droit international*
CHRESTIEN DES MARAIS, 1948 II
Sir Gerald Fitzmaurice: *The Juridical*
Clauses of the Peace Treaty
pp. 219-230